

大阪広域環境施設組合運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）規約第8条により設置する運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 条例案
- (3) 予算案
- (4) 一般廃棄物処理基本計画
- (5) ごみ焼却処理施設の配置計画
- (6) 前各号に掲げるもののほか、組合の運営に係る重要事項

(委員長)

第3条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、大阪市における廃棄物の処理及び清掃に関する事務を分掌する組織の長をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を総理する。

(招集)

第4条 協議会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、委員（組合規約別表第1に掲げる者をいう。）から要求があったときは、協議会を招集しなければならない。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、組合の総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。